



学校教育目標：豊かな心と確かな学力の育成 ～考えをわかりやすく伝えるための情報活用能力の育成～

1学期のまとめの時期です！

4月に始まった1学期も、既に梅雨の時期に入り、あと2週間ほどで終わろうとしています。これまでの3ヶ月間、子どもたちは様々な行事や活動を通して沢山の思い出を作り、大きく成長してまいりました。

学期末の大切なこの時期、お子様が一日一日を元気に過ごして1学期の締めくくりができるように、ご家庭での温かい励ましの言葉と応援、そして体調管理をお願いいたします。



ふれあい学級の作品

◆ 朝礼等で伝えたこと

□ 6月15日(月)児童朝会

11日(木)に実施した避難訓練(風水害)の振り返りとして、感想を伝えました。

「皆がどのように行動するかを見ていたが、「合格」ではなかった。残念な事に、おしゃべりをしていたり休み時間のように楽しそうにしていたり、「避難中」には見えない姿がたくさんあった。いざというときに「自分の命」を守れるように、避難訓練をしている。先生が見ているとか先生に言われたからとか関係なく、一分一秒でも早く行動(避難)できるように、一人ひとりが考え、判断し、行動できることが大切。次の避難訓練では、中央小学校の全員が「本気」になった姿を見せてほしい。」と伝えました。

保護者の方へ ～インターネットトラブルを防ぐために～

もうすぐ、子どもたちが楽しみにしている夏休みが始まります。家庭で過ごす時間が増えるこの時期、特に気を付けていただきたいのが「スマートフォン」や「ネットゲーム」の利用方法です。

子どもたちの世界にも広がっている様々なSNSアプリですが、対象年齢が設けられている物があります。例えば、「Instagram(インスタグラム)」や「TikTok(ティックトック)」は**13歳以上**、「LINE(ライン)」は**利用推奨年齢12歳以上**となっています。

また、小学生に人気のゲームであっても、対象年齢(目安)が決まっているものがあります。例えば、「フォートナイト」は過激な表現が含まれるため、公式の基準では**15歳以上対象**(CERO C)とされています。その他、見知らぬ人と音声で会話できる「ボイスチャット機能」や言葉の行き違いに発展しやすい「文字チャット機能」によるトラブル、無断で高額な課金、ゲーム依存なども、深刻な社会問題となっています。

これらのアプリやゲームには、小学生が安全に使用するために「保護者の承認や管理」がシステム上必須となっています。つまり、子どもたちがトラブルに巻き込まれるか安全に楽しめるかは、初めの設定にかかっているとと言えます。そのため、設定の状況次第では、保護者には「安全基準を超えて使わせている」という認識と「ご家庭での管理」が必要となります。

インターネット上のトラブルは、毎日一緒に過ごしている保護者であっても気付きにくいものです。特に、夏休みに入ってからでは、利用のコントロールが難しくなります。

そこで、夏休みを迎える前の「今」だからこそ、お子様がどのようなアプリを使っているのか、どのようなゲームで遊んでいるのか、どのようなサイトを閲覧しているのか等、今一度ご確認をお願いいたします。そして、「**ペアレンタルコントロールの活用**」「**フィルタリングの利用**」「**家庭のルール作り**」など、【状況に応じた対策】を講じてみてはいかがでしょうか。

大切な**お子さまの、健やかな成長と明るい未来を守る**ため、どうぞよろしくをお願いいたします。

※参考資料として、裏面に「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」を掲載しています。

「朝ごはん屋さん」ご利用の保護者の方へ ～安全な登校へのお願い～

原則、毎週火曜日と金曜日に本校家庭科室で実施されている、泉佐野市こども朝食事業「朝ごはん屋さん」には、毎回たくさんのお子さまたちが利用しています。

現在、午前7時30分よりも前から正門前の歩道に並んで待っている子どもたちが多数見られますが、開門前(学校の管理時間外)の歩道の混雑は大変危険です。また、「朝ごはん屋さん」は学校教育活動とは異なる事業のため、開門時刻より前に学校敷地内に入ることはできません。

つきましては、朝ごはん屋さんを利用されるご家庭におかれましては、以下の点をご確認ください。

➢ **朝ごはんさんの開門時刻：午前7時40分に合わせた登校をお願いします。**

➢ **食事の提供時間は午前7時50分から8時20分までであり、早くから並ばなくても食事ができます。**

お子さまを危険から守るため、適切な登校時間の管理に、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 通学路の安全性が向上しました！ 市役所の対応に感謝します！

登下校時の安全を守るため、先日、市役所の方が通学路(日根野4640番地付近)の植樹帯を整えてくださいました。おかげで、運転手から「飛び出し坊や(安全看板)」がよく見えるようになりました。関係の皆様、ありがとうございました。

ご家庭・地域の皆様による登下校の見守りも、引き続きよろしくお願いいたします。



インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。




違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい



身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html




ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)


迅速な助言

違法・有害情報相談センター(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。





削除要請・助言

人権相談(法務省)



☎0570-003-110 www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請(*)を行います。
 ※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。


プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したもについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。




迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。




サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。